

令和2年

3月号

# 濱田会計事務所通信

令和2年3月1日発行 Vol.31

令和2年2月27日、通常であれば3月16日である所得税の確定申告期限を1ヶ月延長すると発表がありました。

東日本大震災が発生した際に被災者を対象に延長した例はありますが、全国一斉に延長するのは初めてだそうです。学校への休校要請などもあり、思っている以上に今回の件は危機が迫っているのかと心配になります。

危機への対応というものは、その危機が実際に感じられないときは「その対応は本当に必要なのか」と思い、いざ危機が発生したときには「その対応をしていなければもう遅い」ということになるので非常に判断が難しいものです。生命保険などが正にそうですね。

今回の学校への休校要請に伴い、仕事を休まざるを得ない親などへの補助等も検討されているようですので、対象者となりそうな方はご注意ください。

## <税務/会計トピックス>

### 所得税、贈与税などの申告・納付期限の延長について

今般、政府の方針により新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長することとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長されることとなります。

#### 申告・納付の期限

申告所得税	令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)	} 令和2年 4月16日(木)迄
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月)～令和2年3月31日(火)	
贈与税	令和2年2月3日(月)～令和2年3月16日(月)	

また令和元年分の還付申告については5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

#### （還付申告の例）

- ・給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方等

国税庁ホームページに「確定申告書等作成コーナー」というものがあります。

画面の指示に従い必要な事項を入力していけば、比較的簡単に申告書を作成することが出来ます。

e-Tax が強く勧められていますが事前準備が必要です。

プリントができるのであれば紙で印刷し、郵送により提出する事も出来ます。

郵送により提出される際は、控と返信用封筒も一緒に送り税務署受付印のある控をお手元に保管しておくことをお勧めします。



<相続・贈与のお話>

## 未成年者控除

相続人が未成年者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。これを未成年者控除といいます。

未成年者控除が受けられるのは次の全てに当てはまる人です。

- (1) 相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所がある人。  
又は、相続や遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がない人でも、日本国籍を有しており、かつ、その人が相続開始前 10 年以内に日本国内に住所を有していたことがある場合等一定の要件を満たす人。
- (2) 相続や遺贈で財産を取得したときに 20 歳未満である人
- (3) 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人であること。

未成年者控除の額は、その未成年者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円で計算した額です。年数の計算に当たり、1 年未満の期間があるときは切り上げて 1 年として計算します。例えば未成年者の年齢が 15 歳 9 か月の場合は、9 か月を切り捨て 15 歳で計算します。この場合、20 歳までの年数は 5 年になります。従って、未成年者控除額は、10 万円×5 年で 50 万円となります。

尚、未成年者控除額が、その未成年者本人の相続税額より大きいため控除額の全額が引き切れないことがあります。この場合は、その引き切れない部分の金額を、その未成年者の扶養義務者の相続税額から差し引きます。



また、その未成年者が今回の相続以前にも未成年者控除を受けているときは、控除額が制限されることがあります。

(注) 扶養義務者とは、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のほか、3 親等内の親族のうち一定の者をいいます。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車で越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikai.jp  
URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

